

さいたま市桜区告示第4号

住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したので、同条第4項の規定に基づきこれを告示する。

令和7年12月10日

さいたま市桜区長 栗原 ゆり

1 該当者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
立山 義光	さいたま市桜区栄和2丁目10番23号 志賀建設（株）	令和7年12月10日

2 連絡先

- 担当 さいたま市桜区役所区民生活部区民課
- 電話 048（856）6144